

京都府文化力による京都活性化推進条例の概要について

この条例は、京都の文化の特性や現代社会を取り巻く課題を踏まえ、文化力による京都の活性化の推進についての基本理念を定め、府民と協働しながら、多様な文化の振興を図るとともに、文化力による京都の活性化の推進に関する施策を総合的に推進し、心豊かで質の高い府民生活と活力ある京都の実現に寄与することを目的としています。（公布・施行日：平成17年10月18日）

1. 「基本理念」について

文化力による京都の活性化の推進について、行われるべきこと、配慮すべきこととしての7項目

- ①府民が、等しく、多様な文化に親しみ、参加し、創造することができる環境で、文化に関する活動が活発に行われること。
- ②府民が、自主性に基づき、京都の文化の継承及び発展に努め、社会全体で文化を大切にすゝる気運の醸成を図ること。
- ③地域の歴史及び風土を反映した魅力ある文化が息づく地域社会を実現すること。
- ④京都の豊富な技術、意匠等の知的資産を活用した活動が活発に行われる環境を整備することで、創造性豊かな社会を実現すること。
- ⑤将来の社会の発展を支える基礎的な学問、研究等の振興に配慮すること。
- ⑥社会の発展が真に心豊かな府民生活の実現に寄与するものとなるよう、人間尊重の価値観をかん養する文化の役割に配慮すること。
- ⑦「文化芸術振興基本法」の趣旨を踏まえ、芸術をはじめとする多様な文化の振興を図ること。

2. 府の責務、府民等の役割について

- ・府は、「基本理念」にのっとり、施策を総合的に策定、実施し、府民、市町村、国等と連携、協働して取り組む。
- ・府民、文化活動を行う者、大学等の教育研究機関及び事業者は、それぞれの自主的な活動に応じて、京都の文化の継承、発展及び創造に貢献する役割を果たすよう努める。

3. 「基本指針」について

知事は、「基本指針」として基本的な事項、施策その他の必要事項を定める。

4. 文化力による京都の活性化の推進に係る府の推進体制の整備等について

- ・市町村、府民等と連携して、文化力による京都の活性化を推進する体制を整備する。
- ・市町村の文化振興等の施策の推進に必要な情報の提供や市町村相互間の連携等を図る。
- ・施策を実施するための必要な財政上の措置や施策の策定及び実施に必要な調査研究を行う。

5. 文化力を向上するため府が実施する施策について

①京都の文化の継承、発展及び創造のための施策

- ・文化に触れ、親しむ機会の提供、文化の振興等に顕著な貢献をした者の表彰
- ・景観の保全や再生に取り組む活動に関する情報の提供 等

②文化活動の充実のための施策

- ・地域文化に関する公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能等の活動への支援
- ・文化活動を行う者と観光、福祉分野で活動を行う者等との相互交流の機会の提供
- ・次世代が対象の文化に関する公演、展示等への支援、次世代の文化活動への支援 等

6. 文化力を発揮するため府が実施する施策について

- ・技術等の知的資産が活用され、新たな価値を生み出すことを促進する情報の提供
- ・文化資源の魅力を高める活動への支援、文化資源に関する情報の発信 等